

登別市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
登別市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7
6. おわりに	8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担の増大といった課題は依然として見られ、全国的な教員不足の状況も相まって、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増している。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育委員会に対して「業務管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務づけられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

市教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保に向けた措置を計画的に講ずることにより、教育職員が心身ともに良好な状態で勤務し、専門性を高めながら教育活動に専念できる環境作りを進める。

本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的として、改正後の給特法第8条第1項に基づき本計画を策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

(2) 本市の現状

本市では、平成30年10月（令和2年3月改定）に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「登別市立学校における働き方改革基本方針」（以下「方針」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりとなっている。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	45H以内	45～80H	80～100H	100H超	1人当たりの月平均
小学校	84.1%	14.0%	1.4%	0.5%	25時間
中学校	78.9%	19.0%	1.1%	0.9%	29時間

教育職員 1 人当たりの月平均の時間外在校等時間は、小学校で 25 時間、中学校で 29 時間となっており、全体としては 45 時間以内に収まっている。一方で、個々の状況を見ると、時間外在校等時間が 45 時間以上となっている教育職員が 2 割に上っており、さらに月 80 時間を超える教育職員も一定数見られることから、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・教育職員の「時間外在校等時間」を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 11.7%まで減少させる【R6：13.7%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を 83.5 以下とする【R6 夏：85.5】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

【学校と教師の業務の 3 分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活	⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブ	⑭ 給食の時間における対応

<p>動</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された場合の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>サイトの作成・管理</p> <p>⑧ I C T 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理</p> <p>⑨体育館等の施設・設備の管理</p> <p>⑩校舎の開錠・施錠</p> <p>⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮</p> <p>⑫校内清掃</p> <p>⑬部活動</p>	<p>⑮授業準備</p> <p>⑯学習評価や成績処理</p> <p>⑰学校行事の準備・運営</p> <p>⑱進路指導の準備</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p>
---	---	---

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・関係機関などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を継続する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、社会教育グループ青少年センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引取りについては、様々な機会を捉えて保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・学校徴収金について、徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理すること、口座振替など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を調査研究する。
- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・道教委が実施している「スクールロイヤー制度」を活用するほか、市の法律相談員に相談できる体制を整備する等、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築について検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校に発出する調査等を精査するとともに、調査等の実施に当たっては通知文に内容の詳細を記載する。
- ・関係機関から学校への行事への参加や作品の応募依頼等については、生涯学習連絡会を通して一括依頼する。また、学校業務に直接影響がないと判断される場合、最小限の情報を一覧に記載して周知する。

◆体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校体育施設について、令和6年度に導入したスマートロックシステム（電子錠）の利用を継続し、負担軽減を図る。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・登別市地域クラブへの地域展開を促進するとともに、地域展開等に至っていない部活動については部活動指導員の活用に努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置する。
- ・校務支援システムの機能やオンライン教材、自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・各学校に対し、文部科学省や道教委が提示する好事例なども参考にするなど、学校行事の精選や内容の見直しを推進するよう促す。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・教育指導専門員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員を活用し、「チーム学校」のもと、教職員と連携・協働して支援を行う。
- ・教育委員会において、医療・福祉等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うこと

のできる体制を構築する。

- ・ 特別支援教育支援員を必要に応じて学校に配置するとともに、医療的ケア看護職員や医療・福祉に関する専門的な人材等の確保について関係部局・関係機関と連携して調査研究する。

(2) 「業務の3分類」以外の取組

◆保護者連絡ツールの活用

- ・ 校務支援システムと連携可能な保護者連絡ツールを活用し、名簿情報の管理や欠席連絡の出席簿への反映に係る負担軽減を図る。

◆勤務時間外の留守番電話の活用

- ・ 緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置を継続することで、教育職員が勤務時間と休息時間の区別が図られるようにする。

◆研修・会議の精選・見直し

- ・ 教育職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教育職員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選する。
- ・ 定例的に実施している校長会議をはじめとした諸会議については、その必要性の面から改めて実施時期や回数を見直す。

◆教頭の業務縮減

- ・ 学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 道教委が作成した働き方改革の手引き「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用する。

(4) 教育職員の意識の変容を促す取組

◆働き方改革の意識を高める取組の推進

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を進めている事例を積極的に紹介し、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- ・学校訪問の際に、働き方改革を進める上で PDCA サイクルを機能させることの重要性を指導する。
- ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映させる。
- ・管理職を含む教育職員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるように一層の意識改善を図る。

◆ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・教育職員がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、主体的に取り組むことができる環境づくりを推進する。

◆働き方改革に関する研修の実施

- ・市で実施する研修等の機会に、働き方改革に関する研修を計画する。

(5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については、本人の希望により医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・全ての学校におけるストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるように、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退勤日を引き続き月2回以上実施するとともに、長期休業期間中における夏季5日間、冬季6日間以上の学校閉庁日を引き続き実施する。
- ・子育てや介護のため、始業・就業時刻の繰り上げ又は繰り下げを希望する教育職員がいる場合、学校運営に支障がない範囲で早出遅出勤務制度を実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ◆取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市公式ウェブサイトで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ◆時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ◆教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ◆各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ◆保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各町内会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。
- ◆学校における働き方改革の推進に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ・時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨では無いことに留意すること。この上限は、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と合わせて取り組まれるべきものであること。
 - ・市教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずること無く、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することのみを求めるものであってはならないこと。
 - ・教育職員の時間外在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い時間を記録し、又

は記録させることがあってはならないこと。

- ・ 校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり、信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。
- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
- ・ 市教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。

6. おわりに

- ◆ 本計画に基づく取組を着実に進めていくためには、市教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たすとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校を取り巻く関係者が一体となって進めていくことが重要である。市教育委員会においては、各学校の実情を踏まえつつ、業務量の適切な管理と健康確保に向けた取組の状況を継続的に把握し、必要な支援や改善を行っていく。
- ◆ 教育職員一人ひとりが心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮し、子どもたちに向き合う時間を確保できる環境を整えていくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながる重要な取組である。市教育委員会としては、今後も学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、関係者と連携しながら取組を進めていく。